

## 沖縄県耕作放棄地対策協議会事務処理規程

平成20年12月15日制定

平成21年 5月15日改訂

平成22年 5月24日改訂

平成24年 3月 9日改訂

### (目的)

第1条 この規程は、沖縄県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

### (事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

### (事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

#### (事務の区分)

#### (事務分担組織責任者)

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 交付金経理事務に係る事務  | 沖縄県土地改良事業団体連合会班長  |
| (2) 再生利用支援部会に係る事務 | 沖縄県農林水産部村づくり計画課班長 |
| (3) 解消促進部会に係る事務   | 沖縄県農林水産部農政経済課班長   |
| (4) 事務局支部に係る事務    | 各支部長が指名したもの       |

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る沖縄県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る沖縄県耕作放棄地対策協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

### (雑則)

第4条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）、沖縄県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成20年12月15日から施行する。

この規程は、平成21年 5月15日から施行する。

この規程は、平成22年 5月24日から施行する。

この規程は、平成24年 3月 9日から施行する。